

# 令和8年度組合等機能強化支援事業実施要領

茨城県中小企業団体中央会

## 1. 目的

多くの中小企業は、エネルギーや原材料価格の高騰、労務費等が上昇するなか、これら上昇分を販売価格に十分転嫁することができず収益確保に苦慮している。また、人口減少・少子高齢化に伴う需要の減少や生産年齢人口の減少など社会構造変化への対応に加え、働き方改革やDX、GXなどにビジネス環境が変化する中で、中小企業は生産性向上、販路開拓・拡大、人材育成などへの対応が求められている。

しかしながら、個々の中小企業だけでは対応が困難な課題等もあることから、組合等の機能強化や事業の活性化及び再構築を推進するなど連携組織力を発揮して中小企業が抱える課題の解決を図ることが有効であるため、これらの取り組みを行う組合等を支援する。

## 2. 実施内容

本事業では、組合等と組合等の構成者である中小企業者が抱える生産性向上、販路開拓・拡大、人材確保・育成などの課題解決に向けた取り組みのうち、それぞれの実情等に応じて以下の事業を実施する。なお、課題解決に繋がるものであれば、以下の事業は、複数を組み合わせて実施することも可とする。

### ① 委員会、講習会又は研修会等の開催

- ・②～⑥への取組みに係る企画・検討のための委員会や組合員等への周知普及、指導、調査結果、成果普及のための講習会又は研修会等

### ② 調査及び研究等の実施

- ・市場調査、組合員等の実態調査、先進地視察及びその調査結果に基づく評価・分析・組合の中長期計画の策定等

### ③ 実験又は検査等の実施

- ・新製品、新技術及び新サービス等の開発に伴う実験や検査、試作品の開発、テストマーケティング等

### ④ 宣伝又は広報

- ・ホームページ、パンフレット、ポスター、パネル、のぼり、共通ロゴマーク、統一パッケージ及びPR動画等の作成、新聞等による宣伝広告

### ⑤ 展示会等の開催

- ・組合等及び組合員等の販路開拓・拡大のために行う展示会又は見本市、物産展の開催及び出展

### ⑥ システム・アプリ等の開発

- ・組合等の機能強化を図るために行うシステム及びアプリ等の開発

## 3. 対象者

本事業の対象者は、次に掲げる当会会員の組合等（以下「組合等」という。）とする。

- (1) 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に規定する組合
- (2) 商店街振興組合法の規定に基づく組合

- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定に基づく組合
- (4) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定に基づく組合
- (5) 農業協同組合法の規定に基づく農事組合法人で、その構成員のうち、3分の2以上が中小企業基本法に規定する中小企業者であること
- (6) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく法人で、その社員（構成員）のうち、3分の2以上が中小企業基本法に規定する中小企業者であること
- (7) 2者以上の中小企業者が共同出資する会社法の規定に基づく株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社また、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づく特例有限会社であり、以下※に記載の企業でないこと。
- (8) 有限責任事業組合契約に関する法律に基づく有限責任事業組合（LLP）で、その組員（構成員）の3分の2以上が中小企業基本法に規定する中小企業者であること。
- (9) 任意団体等で、その構成員の3分の2以上が中小企業基本法で規定する中小企業者であること。
- (10) 信用金庫法に基づく法人で、その構成員（組員）の3分の2以上が中小企業基本法に規定する中小企業者であること。

※中小企業基本法に規定する中小企業者であっても、次のいずれかに該当する企業（みなし大企業）は、中小企業者と見做さない。

- ・ 発行済株式の総数又は出資総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は従業員が兼務している中小企業

#### 4. 対象組合等数、上限額及び対象経費

##### (1) 対象組合等数

本事業の対象組合等数は、3組合等とする。

但し、対象組合等が4.(2)に掲げる1組合等あたりの事業費充当上限額に達しない場合は、予算の範囲内で対象組合等数は追加する場合もある。

なお、同一年度内に複数回の応募は認めない。

##### (2) 1組合等あたりの事業費充当上限額

本事業の1組合等あたりの事業費充当上限額は、300,000円（税込み）とする。

なお、1組合等あたりの事業費充当上限額を超過する場合及び、当会が定める支出基準額を超過する分の経費は、対象組合等が負担するものとする。また、組合等の都合により、事業中止等となった場合のキャンセル料等は組合等が負担するものとする。

##### (3) 対象経費

本事業の対象経費は、下表のとおりとする。

経費科目	具体的内容
謝金（別表1）	当会規程により支出
委員手当	外部専門家の委員が委員会に出席したときに支給する手当
専門家謝金	外部専門家が実地調査等の実施、委員会等において外部専門家の意見を聴取する場合の謝金

講師謝金	外部専門家が研修会等の講師となる場合の謝金
旅費（別表2）	当会規程により支出 原則として公共交通機関及び自家用車の利用を対象とし、タクシー代、レンタカー代は対象外とする。
専門家旅費 講師旅費 職員旅費	外部専門家が委員会出席、実地調査実施する場合の旅費 外部専門家が研修会等の講師として出席する場合の旅費 当会職員が本事業を遂行するための旅費
会場借料	委員会及び研修会等の開催に係る会場の借上料 展示会の開催・出展に係る会場の借上料 その他事業実施に必要な借上料
資料費	事業実施に必要な資料、図書等の購入費
印刷費	パンフレット、チラシ、パネル、のぼり等の印刷費 委員会・研修会等の資料印刷費 アンケート用紙等の印刷費 報告書等の印刷費 その他事業実施に必要な印刷費
原稿料	報告書等を作成するために、専門家に執筆を依頼した場合の原稿作成料 ①3,000円/枚：400字詰め原稿用紙 ②4,500円/枚：英文和訳原稿の場合（400字詰め原稿用紙） ③5,000円/枚：英文以外の外国語和訳原稿の場合（400字詰め原稿用紙）
車両借上料	視察・見学等を行う場合のバス、レンタカー等の借上料
借損料	研修会及び展示会開催・出展等に必要な機材、機器、用具等の借上料
見学実習手数料	視察・見学等を実施する際の入場料や見学科等
委託費	WEBサイト製作、システム開発、実験、検査、デザイン、調査・集計、展示会開催・出展に係る業務を外部に委託する場合の費用
消耗品費	事業実施に不可欠な消耗品費 ※他の業務において使用可能な物品は対象としない。 ※本事業の事務処理等に係る文具等は対象としない。
雑役務費	本事業の実施に必要なアルバイト代等
通信運搬費	委員会等開催通知、調査票及びチラシ等の発送費 展示会等開催・出展のための商品等配送費 その他本事業実施に必要な通信運搬費

## 5. 実施方法等

本事業は、次の手順により実施する。

- ①当会は、ホームページに本実施要領を掲載し、事業実施希望を募る。また、中央会ニュース（茨城新聞）等でも周知する。
- ②組合等が本事業の支援を受けようとするときは、「組合等機能強化支援事業実施希望届出書（様式1）」に「経費明細表（別紙）」を添えて当会に提出するものとする。なお、3.（5）～（10）に該当する対象者については、構成員等の資本金と従業員数を記載した名簿を提出するものとする。
- ③当会は、組合等から当該届出書を受領し、支援する必要があると認めた場合は、組合等機能強化

支援事業 支援計画書（様式2）により支援計画を立案する。決裁後、（様式3）により組合等へ通知するものとする。

④事業実施に向けて、応募者、当会、関係者等で協議・検討のうえ、事業を実施する。

講師等の報酬支給基準表

講師等区分	事業等種別	委員会、懇談会、パネラー等	現地調査、現地指導等	研修会、講習会、パネルディスカッションのモデレーター等	委託事業等のコーディネーター、アドバイザー等
		1回あたり	1時間あたり	1時間あたり	1日あたり
	大学教授、弁護士、弁理士、公認会計士、医師、これに準ずる者	30,000円	25,000円	30,000円	50,000円
	大学准教授、税理士、司法書士、中小企業診断士、社会保険労務士、行政書士、ITコーディネーター、技術士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、薬剤師等の専門知識や資格を有した者、資格を有していない場合でも実務経験、実績等からこれに準ずると認められる者	25,000円	20,000円	25,000円	40,000円
	民間企業、組合関係者、公益法人等関係者				
	企業経営者（理事長）、取締役（役員）クラス	20,000円	15,000円	20,000円	30,000円
	その他	15,000円	10,000円	15,000円	20,000円

(別表2)

## 旅 費 支 給 表

茨城県中小企業団体中央会

### 1. 公共交通機関利用の場合の運賃、公用車及び自家用車使用の場合の車賃等

公共交通機関利用の場合の運賃等	<p>① 発着地から用務先の最寄りの鉄道駅及びバス停までの運賃（公共交通機関の併用可）を支給する。</p> <p>② 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道の距離が100km以上の場合は、特別急行料金及び座席指定料金（グリーン券を除く）（以下「座席指定料金」という。）を支給する。但し、第30条第3項の規定により、片道の距離が100km未満の場合であっても、特別急行を利用する必要があると認めた場合は、特別急行料金及び座席指定料金を支給することができることとする。なお、交通事情や災害及び緊急を要する用務があり、事前承認を受けずに特別急行を利用した場合は、事後に承認を受けることもできるものとする。</p> <p>③ 公共交通機関を利用し、最寄り鉄道駅及びバス停から用務先までの距離が2km以上の場合、または公共交通機関の運行本数が僅少等の場合は、事前に承認を受けた上で、タクシー運賃の実費を事後に支給することができることとする。なお、交通事情や災害及び緊急を要する用務があり、事前承認を受けずにタクシーを利用した場合は、事後に承認を受けることもできるものとする。</p>
公用車及び自家用車等使用の場合の車賃等	<p>① 自家用車等を使用する場合、発着地から用務先までの往復の経路の合計距離数（1km未満の場合は切捨て）に1kmにつき28円を乗じた額を車賃として支給する。</p> <p>② 第30条第6項により、当会のETCカードを使用することができず、有料道路を利用した場合の有料道路料金を支給する。</p>

### 2. 宿泊料

寄宿舍又はこれに準ずる指定の施設を利用することが定められている場合	当該施設の1泊（朝・夕食）の実費とする。
上記以外の宿泊施設を利用する場合	甲地方10,900円、乙地方9,800円とする。

(注) 甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

令和 年 月 日

茨城県中小企業団体中央会  
会長 阿部 真也 殿

団 体 名

代表者役職名・氏名

事務連絡担当者名

連絡先電話番号

## 令和 8 年度組合等機能強化支援事業実施希望届出書

下記により、茨城県中小企業団体中央会の令和 8 年度組合等機能強化支援事業による支援を受けたく希望届出書を提出します。

なお、受益者負担がある場合は、これを負担することを承諾いたします。

### 記

#### 1. 業界・組合等の現状と課題及び事業の必要性

【業界・組合等の現状】

【業界・組合等の課題】

【事業の必要性】

#### 2. 事業のテーマ

#### 3. 事業内容

別紙

経費明細表

(単位：円)

科目	金額 (税込み)	積算根拠
①謝金		
②旅費 講師旅費 職員旅費		
③会場借料		
④資料費		
⑤印刷費		
⑥原稿料		
⑦車両借上料		
⑧借損料		
⑨見学実習手数料		
⑩委託費		
⑪消耗品費		
⑫雑役務費		
⑬通信運搬費		
合計		

## 組合等機能強化支援事業実施計画書

### 1. 事業目的

--

### 2. 事業内容

--

### 2. 実施スケジュール

月 作業内容	月	月	月	月	月	月	月	月	月

### 4. 本事業を実施することにより期待される成果

--

### 5. 事業に要する経費の配分

別紙のとおり

別 紙

経費明細表

(単位：円)

科 目	金額 (税込み)	積算根拠
①謝 金		
②旅 費 講師旅費 職員旅費		
③会場借料		
④資料費		
⑤印刷費		
⑥原稿料		
⑦車両借上料		
⑧借損料		
⑨見学実習手数料		
⑩委託費		
⑪消耗品費		
⑫雑役務費		
⑬通信運搬費		
合 計		

様式 3

茨 中 発 第 号  
令 和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇組合  
〇〇 〇〇 殿

茨城県中小企業団体中央会

### 令和 8 年度組合等機能強化支援事業の実施について

貴組合から提出された令和 8 年度組合等機能強化支援事業実施希望届出書の内容は、適正と認め、本事業を実施することとしましたので通知いたします。

#### 【お問い合わせ】

〒310-0801 水戸市桜川 2 - 2 - 3 5 茨城県産業会館 8 階

茨城県中小企業団体中央会 業務課

TEL : 029-224-8030 FAX : 029-224-6446

E-mail : shien@chuoukai-ibaraki.jp

別 紙

経費明細表

(単位：円)

科 目	金額 (税込み)	積算根拠
①謝 金		
②旅 費 講師旅費 職員旅費		
③会場借料		
④資料費		
⑤印刷費		
⑥原稿料		
⑦車両借上料		
⑧借損料		
⑨見学実習手数料		
⑩委託費		
⑪消耗品費		
⑫雑役務費		
⑬通信運搬費		
合 計		